

資格審査会規則

(目 的)

第1条 この規則は、日本行政書士会連合会会則第58条の規定に基づき資格審査会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査会の会長に事故等がある場合)

第2条 資格審査会の会長に事故があるときは、日本行政書士会連合会会則第10条第2項に定めるところにより、あらかじめ指定された本会の副会長が資格審査会の会長の職務を代理する。

2 資格審査会の会長が欠けたときは、日本行政書士会連合会会則第10条第2項に定めるところにより、あらかじめ指定された本会の副会長が資格審査会の会長の職務を行う。

(行政書士会の意見聴取)

第3条 資格審査会は、審査に関し必要があるときは、行政書士会に出席を求め、その意見を聴取することができる。

(議事録)

第4条 資格審査会の議事については議事録を作成し、出席した会長及び委員の全員が署名押印して本会に保存するものとする。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。